

四天王寺大学大学院
博士学位論文要旨

外国人介護労働者の確保に関する研究

姜 美香

博士学位論文目次

序章	4
第1章 日・韓の高齢者の状況をめぐる比較	13
第1節 年齢階級別人口の推移の比較	13
第2節 高齢者世帯の推移の比較	18
第3節 性別高齢人口の推移の比較	20
第4節 老年人口一人を支える生産年齢人口の推移の比較	23
第2章 日本における外国人労働者の受け入れ状況	27
第1節 外国人労働者の受け入れ状況	27
第2節 日本における技能実習生の受け入れ状況	31
第3章 韓国における外国人産業研修制度	34
第1節 韓国の外国人産業研修制度の変遷	34
第1項 外国人産業研修制度の導入背景	35
第2項 1995年から2000年までの外国人産業研修制度	39
第3項 外国人産業研修制度の廃止	39
第2節 韓国における外国人勤労者雇用許可制度	44
第1項 外国人勤労者雇用許可制度の目的	44
第2項 外国人勤労者雇用許可制度の実施機関	46
第3項 送り出し国の選別	47
第4項 外国人労働者の選別及び受け入れ過程	47
第3節 外国人勤労者雇用許可制度の問題点	50
第4章 日本における経済連携協定	55
第1節 経済連携協定（EPA）の導入背景及び問題点	56
第1項 経済連携協定（EPA）の導入背景	56
第2項 経済連携協定（EPA）の仕組み及び問題点	60
第2節 外国人介護労働者の受け入れに関する議論	66

第3節	今後の外国人介護労働者の受け入れ	69
第1項	出入国管理及び難民認定法上の外国人労働者	69
第2項	「専門的・技術的分野」の在留資格を持つ介護に従事する外国人の受け入れ	72
第5章	日本における外国人技能実習制度	77
第1節	外国人技能実習制度の変遷	77
第2節	外国人技能実習制度の現状	83
第1項	技能実習制度の目的	83
第2項	現行の技能実習制度の仕組み	83
第3項	外国人技能実習生の帰国後のフォローアップ	99
第3節	外国人技能実習制度の問題点	101
第6章	ベトナムにおける介護分野の技能実習生確保への取り組み	108
第1節	ベトナムと日本の交流	108
第1項	ベトナムにおける日本からの支援	108
第2項	ベトナムにおける日本語教育	110
第2節	ベトナムにおける技能実習制度	112
第1項	訪問調査目的及び方法	112
第2項	訪問調査からみたベトナム国内の技能実習生の現状	113
第3項	ベトナムにおける訪問調査の結果	128
第3節	ベトナムにおける技能実習制度の今後の課題	130
第7章	日本における介護分野の技能実習生確保への今後の課題	137
第1節	日本の介護分野における人材不足問題	138
第2節	日本における介護職員の概念及び介護職員養成カリキュラム	142
第1項	介護職員の概念及び実態	142
第2項	介護職員の資格取得のための教育課程	144
第3節	日本における介護分野の人材確保問題	169

主要参考文献

日本語文献

1. アジア人労働者問題懇談会『侵される人権・外国人労働者 日本への出稼ぎ労働者をめぐる現状と助言』第三書館、1992。
2. 青木健、馬田啓一『グローバル化と日本経済』、文眞堂、2010。
3. 朝日新聞社『知恵蔵』2015、朝日新聞社、2015。
4. 石井由香、関根政美、塩原良和『アジア系専門職移民の現在 変容するマルチカルチュラル・オーストラリア』、慶應義塾大学出版会、2009。
5. 石川秀樹、松村武、本間邦弘、小林幸雄、西川豪康『最新外国人労働者雇用管理マニュアル』、新日本法規出版、2005。
6. 依光正哲『日本の移民政策を考える人口減少社会の課題』明石書店、2005。
7. 石田路子「日本におけるフィリピン人介護職の受け入れに関する現状」、城西国際大学紀要第19巻第3号、2011。
8. 馬田啓一、小野田欣也、西孝『国際関係の論点 グローバル・ガバナンスの視点から』、文眞堂、2015。
9. 小井土有治『外国人労働者 政策と課題』、税務経理協会、1992。
10. 岡谷恵子「日本看護協会の外国人看護師受け入れに関する見解」『インターナショナルナーシングレビュー』日本看護協会出版会、2005年7月号。
11. 岡谷恵子「介護人材受け入れのめざすもの」『月刊福祉』、全社協、2008年10月。
12. 落合恵美子『アジア女性と密接生の労働』（変容する親密園/公共園2）、京都女子大学学術出版会、2012。
13. 大重史朗「外国人技能実習制度の現状と法的課題」『中央学院大学法学論叢』第29号、2016年3月。
14. 関東弁護士会連合会『外国人労働者の就労と人権』、明石書店、1990。
15. 鐘ヶ江晴彦『外国人労働者の人権と地域社会 日本の現状と市民の意識・活動』、

明石書店、2001。

16. 介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会「これからの介護を支える人材について－新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた能力開発に向けて－」、厚生労働省、2006。
17. 上林千恵子『外国人労働者受け入れと日本社会 技能実習制度の展開とジレンマ』、東京大学出版会、2015。
18. 介護労働安定センター業務部雇用管理課「平成 27 年度『介護労働実態調査』の結果」、公益財団法人介護労働安定センター、2016。
19. 外国人労働者労務管理問題研究会『外国人労働者・研修生の労務管理の実務』、第一法規出版、1991。
20. 外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会『外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会報告書』、厚生労働省職業安定局、2003。
21. 外国人研修生権利ネットワーク『外国人研修生時給 300 円の労働者 2』、明石書店、2009。
22. 「外国人実習生」編集委員会『外国人実習生』、学習の友社、2013。
23. 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会『外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ』厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室、平成 27 年 2 月 4 日。
24. 外務省「最近のベトナム情勢と日ベトナム関係」、外務省。
25. 建設労務安全研究会編『建設業における外国人技能実習制度と不法就労防止』、労働新聞社、2012。
26. 木村汎、グエン・ズイ・ズン、吉田元夫『日本・ベトナム関係を学ぶ人のために』世界思想社、2000。
27. 岸本和博『外国人技能実習生受入れ実践ガイド』、明石書店、2015。
28. 建設労働安全研究会『建設業における外国人技能実習制度と不法就労防止』、株式会社労働新聞社、2014。
29. 経済産業省経済産業政策局『ダイバーシティ経営戦略 3』、一般財団法人経済産業調査会、2015。
30. 経済省統計局『世界の統計 2015』、経済省統計局、2015 年 3 月。
31. 桑原靖夫「アジアにおける国際労働力移動の一断面－フィリピン経済と海外出

- 稼ぎ労働者」『日本労働研究雑誌』第 373 号、日本労働研究機構、1990。
32. 桑原靖夫『グローバル時代の外国人労働者 どこから来てどこへ』、東洋経済新報社、2001。
 33. グエン・ブァン・ハオ「ベトナムにおける日本語教育」『世界の日本語教育』第 2 号、国際交流基金日本語国際センター、1995。
 34. 桑原靖夫、香川孝三、坂本恵『外国人労働者と地域社会の未来』（福島大学ブックレット『21 世紀の市民講座』）、公人の友社、2008。
 35. グエン・タイン・タム他 2 人「ベトナムにおける日本語教育と日本研究の動き」国際日本文化研究センター。
 36. グエン・ティエン・ルック「ベトナムにおける近年の日本研究の状況とその特徴」『立命館言語文化研究』21 巻 3 号、立命館大学国際言語文化研究所、2010。
 37. グエン・ティ・ホアン・サー「日本の外国人研修制度・技能実習制度とベトナム人研修生」、佛教大学大学院紀要第 41 号、2013。
 38. 小倉充夫『国際移動論 移民・移動の国際社会学』、三嶺書房、1997。
 39. 近藤秀将『外国人雇用の実務』、中央経済社、2015。
 40. 小林英之『外国人労働者雇用のノウハウ 中小企業の人手不足に 대응する』、海南書房、1990。
 41. 公益財団法人介護労働安定センター「実務者研修について」、公益財団法人介護労働安定センター。
 42. 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課「介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて（案）」、厚生労働省。
 43. 厚生労働省「外国人雇用問題研究会報告書の取りまとめについて」、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課、2002 年 7 月。
 44. 厚生労働省「雇用対策法等の見直しに係る検討課題について」、職業安定局総務課、2006 年 11 月。
 45. 公益社団国際厚生事業団「平成 27 年度版 EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れパンフレット」公益社団国際厚生事業団、2006。
 46. 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会「今後の介護人材養成の在り方について」、厚生労働省、2011。
 47. 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会「今後の介護人材養成の在り方に

つ

いて（概要）」、厚生労働省、2013。

48. 厚生労働省・法務省と共同提出「外国人の技能実習生の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案要綱」厚生労働省、2015年3月。
49. 国際研修協力機構『外国人技能実習生労務管理ハンドブック』、国際研修協力機構、2011。
50. 国際学園『外国人による介護福祉士業務の定着に向けた効果的研修プログラムの開発に関する調査研究』、国際学園、2014。
51. 国際厚生事業団『外国人介護労働者に係る実態調査報告書』、国際厚生事業団、2015。
52. [国際厚生事業団](#)『EPA 介護福祉士の定着促進の課題に係る調査報告書』、[国際厚生事業団](#)、2015。
53. [国際厚生事業団](#)『外国人介護労働者に係る実態調査報告書』、[国際厚生事業団](#)、2015。
54. 厚生労働省『世界の厚生労働 2015』、厚生労働省、2015。
55. 厚生労働省「今後の出入国管理行政の在り方」、第6次出入国管理政策懇談会、2015年12月。
56. 公益財団法人国際研修協力機構「技能実習生・研修生統計 2015年12月末分」公益財団法人国際研修協力機構、2016年3月。
57. 厚生労働省、職業能力開発局「技能実習制度の現状」、厚生労働省。
58. [後藤純一](#)『外国人労働者と日本経済 マイクロミクス（外国人労働者の経済学）のすすめ』、[有斐閣](#)、1993。
59. [丹野清人](#)『越境する雇用システムと外国人労働者』、[東京大学出版会](#)、2007。
60. チャン・ソン「ベトナムにおける日本語教育の発展」『日本・ベトナム文化交流会報』、明治書院、1992。
61. [塚田典子](#)『介護現場の外国人労働者 日本のケア現場はどう変わるのか』、[明石書店](#)、2010。
62. 独立行政法人労働政策研究・研修機構『専門的・技術的労働者の国際労働力移動－看護・介護分野とIT産業における主要課題－』JILPT資料シリーズNo.

- 19、独立行政法人労働政策研究・研修機構、2006。
63. [東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター](#)『外国人労働者をどう受け入れるのか 「くにのかたち」と「まちづくり」』、[東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター](#)、2007。
64. トラン・ヴァン・トゥ『東アジア経済と労働移動』、文眞堂、2015。
65. 独立行政法人日本学生支援機構「平成27年度外国人留学生在籍状況調査結果」、独立行政法人日本学生支援機構、2016年3月。
66. 佐藤忍「フィリピンからみた外国人労働者問題研究の現在」『大原社会問題研究所雑誌』No. 529、法政大学大原社研、2002年12月。
67. 佐野哲「外国人研修・技能実習制度の構造と機能」、一橋大学機関リポジトリ、2002。
68. [佐藤誠](#)『越境するケア労働 日本・アジア・アフリカ』、[日本経済評論社](#)、2010。
69. 佐野誠、宮川真史他2名『すぐに使える！事例でわかる！外国人雇用実践ガイド』、レクシスネクシス・ジャパン、2015。
70. 坂幸夫『外国人単純技能労働者の受け入れと実態 技能実習生を中心に』、東信堂、2016。
71. 坂場三男『大使が見た正解一親日な国・ベトナムの素顔』、宝島社、2015。
72. 財団法人国際研修協力機構『外国人技能実習制度概説』、国際研修協力機構、2010。
73. 財団法人国際研修協力機構「外国人技能実習生総合保険」、財団法人国際研修協力機構。
74. 社会保障審議会介護保険部会「介護人材の確保について」、厚生労働省。
75. 「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）。
76. 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成28年3月31日社援発0331代41号社会・援護局長通知）。
77. [社会政策学会](#)『社会政策 第7巻第2号(2015DECEMBER) 〈小特集〉1. 東アジアにおける外国人労働者、移民と多文化主義 2. 労働・職業教育の新地平』、[社会政策学会本部](#)、2015。
78. [島田章](#)『外国人労働者流入と経済厚生』、[五絃舎](#)、2006。

79. 女性労働問題研究会『女性労働研究』No. 52、女性労働問題研究会、2008。
80. 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成元年法律第 79 号)。
81. 出入国管理政策懇談会外国人受入れ制度検討分科会『技能実習制度の現状と課題等について』、法務省入国管理局、平成 25 年 11 月。
82. ジェトロ・ハノイ「2015 年ベトナム一般概況」、JETRO、2015 年 8 月。
83. 鈴木宏昌「外国人労働者受け入れ問題を考える-FTA 交渉と看護・介護分野を含めて」『看護展望』Vol. 29、メディカルフレンド社、2004。
84. 世界保健機関『World Health Statistics 2015』、世界保健機関、2015 年 5 月。
85. 中原光信『ベトナムへの道 日越貿易の歴史と展望』、社会思想社、1995。
86. 内閣府「第 9 次雇用対策基本計画」、内閣府、1999 年 8 月。
87. 内閣府大臣官房政府広報室「外国人労働者問題に関する世論調査」、内閣府、2000 年度、2004 年度。
88. [中本博皓](#)『グローバル化時代を迎えた日本経済と外国人労働者政策 現状と課題』、[税務経理協会](#)、2001。
89. 永野秀雄「あなたは外国人看護師に命を預けられるか」『正論』、産経新聞社、2007 年 3 月。
90. [日本労働研究機構](#)『外国人労働者受入れの法規制 その国際的動向と課題』、日本労働研究機構、1995。
91. [日本労働研究機構研究所](#)『外国人労働者が就業する地域における住民の意識と実態 群馬県大泉町・長野県上田市・宮城県古川市の地域研究』、[日本労働研究機構](#)、1997。
92. 日本労働研究機構『発展途上国の雇用開発ベトナム編』(調査研究報告書 No. 109)、日本労働研究機構、1998。
93. 日本労働研究機構『ベトナムの労働事情』(海外調査シリーズ 4)、日本労働研究機構、2000。
94. 日本経済団体連合会『外国人材受入れに関する第二次提言』、(社)日本経済団体連合会、2007 年 3 月 20 日。

95. 日経 BPnet 「時代を読む新語辞典」、日経 BPnet 2008 年 2 月 5 日。
96. [日本経済調査協議会](#)『外国人労働者受入れ政策の課題と方向 新しい受入れシステムを提案する』、[日本経済調査協議会](#)、2008。
97. 日本弁護士連合会、「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」、日本弁護士連合会。
98. 日本弁護士連合会「外国人建設就労者受入事業に関する告示案に係わる意見書」、日本弁護士連合会、2014 年 7 月。
99. 増谷英樹『移民・難民・外国人労働者と多文化共生』、[有志舎](#)、2009。
100. [宮島喬](#)『外国人労働者と日本社会』、[明石書店](#)、1993。
101. 宮原彬「ベトナムの日本語教育事情」『長崎大学留学生センター紀要』vol. 7、留学生センター、1999。
102. 宮川俊二『アオザイの国へ』、同友館、2002。
103. [宮島喬](#)、[鈴木江理子](#)『外国人労働者受け入れを問う』、[岩波書店](#)、2014。
104. 村下博『外国人労働者問題の政策と法』、大阪経済法科大学出版部、1999。
105. [林幹](#)『外国人労働者雇用・活用実践ガイド 入管手続・労務管理のポイントがよくわかる 1 冊』、[労働調査会](#)、2009。
106. [藤原孝章](#)『外国人労働者問題と多文化教育 多民族共住時代の教育課題』、[明石書店](#)、1995。
107. 細田尚美『始動する外国人材による看護・介護ー受け入れ国と送り出し国の対話』、笹川平和財団、2009。
108. 法務省「第 2 次出入国管理基本計画」、2003 年 3 月。
109. 法務省入国管理局「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」。
110. 堀田正典『事業を始めるなら「事業協同組合」が絶対お得です』、中経出版、2012。
111. 法務省統計局「国籍・地域別在留資格（在留目的）別在留外国人」2014 年度。
112. 法務省統計局「国籍・地域別在留資格（在留目的）別在留外国人」2015 年度。
113. 法務省「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の概要」、法務省、2015 年 3 月 6 日。
114. 法務省「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」、法務省、2015 年 3 月 6 日。法務省入国管理局「技能実習生の入国・在留管理に関する方針」

(平成 25 年 12 月改訂)、法務省入国管理局。

115. 労働政策研究・研修機構『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合』(労働政策研究報告書)、労働政策研究・研修機構、2006。
116. 労働政策研究・研修機構「アジアにおける外国人労働者受入れ制度と実態(労働政策研究報告書)」、労働政策研究・研修機構、2007。
117. 労働政策研究・研修機構『アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態』(JILPT 資料シリーズ)、労働政策研究・研修機構、2009。
118. 労働政策研究・研修機構『外国人労働者の雇用実態と就業・生活支援に関する調査』(JILPT 調査シリーズ)、労働政策研究・研修機構、2009。
119. 労働政策研究・研修機構『欧州諸国における介護分野に従事する外国人労働者』(JILPT 資料シリーズ)、労働政策研究・研修機構、2014。
120. 労働政策担当参事官室が実施する検討会『日本再興戦略』改訂 2015ー未来への投資・生産性革命ー、労働政策担当参事官室、平成 27 年 6 月 30 日。
121. 労働政策研究・研修機構「帰国技能実習生のフォローアップ調査」(平成 26 年度)、厚生労働省、2015 年 5 月 22 日。
122. 吉田良生「国際人口移動の新時代」『人口学ライブラリー』4、原書房、2006。
123. 渡邊博頭「外国人労働者の雇用の現状と雇用管理上の課題」『ビジネス・レーバー・トレンド』、2008 年 5 月号、独立行政法人労働政策研究・研修機構、2008 年 4 月。
124. 2008 年厚生労働省告示第 312 号「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」。
125. 2008 年 11 月 6 日付医政発第 1106012 号、職発第 1106003 号、社援発第 1106004 号、老発第 1106007 号「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」。
126. 2012 年厚生労働省告示第 507 号「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム看護師等の受入れの実施に関する指針」。

韓國語文獻

127. 김원철 「국내 외국인 노동자의 효과적인 관리제도에 관한 연구」、동신대학교 대학원、1999.
128. 김선수 「세계화와외국인노동자 인권」、『한겨레신문』 1995年1月14日。
129. 김홍락 「일본의 입관법 개정과 외국인 노동자 정책」 『지역연구』、1994.
130. 박영범 「외국인력 수입과 정책과제」、중소기업연구원、1996.
131. 「산업기술연수생의 노예노동」、『한겨레신문』 1995年1月12日。
132. 설동훈 『외국인노동자와 한국사회』、서울대학교출판부、1999.
133. 설동훈 『노동력의 국제이동』、서울대학교출판부、2000.
134. 설동훈 「이주노동자 복지의 현황과 전망」 『계간 사회복지』、2005.
135. 설동훈 「일본과 한국의 외국인노동자 정책비교」、전북대학교、2005.
136. 송병준 「외국인력문제의 실태와 대응방안」、산업연구원、1994.
137. 임동규 「불법체류외국인 감소를 위한 연구」、성균관대학교행정대학원、1999.
138. 이광석 「정책참여자간 갈등원인과 양상에 관한 연구」、성결대학교대학원、2015.
139. 「외국인 산업기술연수생은 현대판 노예」、『동아일보』 2000年5月3日。
140. 염제호 「외국인 고용에 따른 사회、경제적 영향평가와 규율방안」、고려대학교 노동문제연구소、1998.
141. 중소기업협동조합중앙회、중소기업연구원 『외국인 연수취업제의 정책적 효율성에 관한 연구』、중소기업중앙회、2004.
142. 허윤정의 3명 「외국인 노동자의 실태 및 고용허가제의 문제점」、한국노총 중앙연구원、2006.
143. 韓國統計庁 「經濟活動人口調査」各年度。
144. 韓國統計庁 「年齢別經濟活動人口総括」各年度。
145. 韓國雇用労働部 「外国人雇用許可制」。
146. 韓國雇用許可制度 「外国人雇用許可制情報」。
147. 韓國 『外国人勤労者の雇用等に関する法律』第4条、第27条。

博士学位論文要旨

I. 研究の目的

本稿は、今日日本で問題視されている介護労働者不足問題に着目している。その中でも特に、日本における介護労働者不足問題を解消するための一つのキーワードである外国人介護労働者の受け入れについて考察を行い課題や問題点を明らかにすることや、日本以上の少子高齢化が進んでいる韓国において現在日本で起きている介護労働者不足問題をどのような視点から考えていくべきであるかについて考察することを研究目的としている。

日本と韓国における家族形態は、現代社会では夫婦と子どもを中心とした核家族化がいっそう進んでいる。それに伴い、家族機能の縮小や家族の価値体系も多様化してきた。そのため、以前のように、同じ世帯の中で老親を扶養することは困難となってきた。また、高齢者の介護や生活維持を社会全体で行わなければならない状況になっており、日・韓の高齢社会において一番深刻な問題として取り上げられているのが高齢者の介護の問題である。高齢者の介護問題は日本だけではなく、韓国においても今後直面していく最大の社会問題の一つとして一層注目されていくに違いない。

高齢者の介護問題を解決するためには必然的に介護を提供する介護労働者が必要となる。介護労働者は高齢者への介護提供の量と質両面に直結するものであり、今日のような高齢者の学歴上昇、所得と消費水準の上昇、自己表現の要求の表出などによって一層多様化していく高齢者の福祉ニーズに対応していくためにも、介護労働力不足問題の解決に向けて考察を行うことは不可欠な要素である。

このような状況から近年日本では、この問題を解決するための一つの方途として、外国人介護労働者の受け入れに関する検討が活発に行われている。韓国においては、介護労働者の不足問題はまだ発生してはいないが、建設業や製造業、飲食店などのサービス業において外国人労働者の受け入れを活発に行っている現状があり、将来において介護労働力不足が生じると予想される。

このように、日・韓における外国人労働者は、主に日雇いの多い農業や建設業、製造業などの日本人・韓国人労働者が避けるいわゆる3K労働を中心とした業種にその受け入れが集中しており、また、このような外国人単純労働者は、日本と韓国社会において長期的な労働力ではなく、一時的な低賃金の労働力としての役割を果たすこととなっている。

しかし、このような外国人単純労働者の受け入れは、日・韓国内における日本人・韓国人労働者の就職の機会を奪うとの批判の声もあり、両国の国内においては、すでに多くの外国人労働者が存在しているにもかかわらず、多くの外国人労働者は日本と韓国社会において容易に共生できていない状況がある。

結局このような批判の声があるのは、最近他国で起きている様々なテロによる暴力的な行為や難民問題、日・韓国内における外国人労働者の犯罪や不法滞在問題などが大きく影響しているに違いないだろう。しかし、外国人労働者の国際移動は何世紀も継続していることであり、今日だけの問題ではない。

また、今日のように、少子高齢化による介護労働力の不足問題が持続的に深刻化していく日・韓において、特定分野における外国人労働者の受け入れは限られていて、批判的に考えるべき問題では決してない。どの国においても外国人労働者を受け入れるにはメリットとデメリットが必ず存在するのである。だからこそ、今日日本で議論されている外国人介護労働者の受け入れに関する研究は意義のあるものであり、外国人介護労働者の受け入れが不可欠なものであることを前提に、どのような視点から受け入れるべきであるかを考える必要がある。

本稿はこのような問題意識から次の3点について検証を行う。

第一に、日本と韓国における統計資料を用いて年齢階級別人口の推移、高齢者世帯の推移、性別高齢人口の推移、老年人口一人を支える生産年齢人口の推移の比較を行うことにより、日・韓における高齢者の実態を明らかにする。

また、日本における外国人労働者の受け入れ状況や中国、ベトナム、インドネシアなどからの技能実習生の受け入れ状況について統計資料を用いて検

討を行い、現在日本で活動している外国人労働者の実態を明らかにする。

第二に、韓国における外国人産業研修制度の検討を行い、その問題点を明らかにする。韓国において外国人労働者の受け入れが始まったのは、1990年代からであり、日本の外国人技能実習制度のような外国人産業研修制度を実施した。しかし、韓国の外国人産業研修制度は送り出し機関や悪徳斡旋事業者による不正や外国人産業研修生の人権保障問題、賃金没収、賃金未払い問題などにより廃止され、外国人勤労者雇用許可制度を新たに開始したのである。韓国における外国人産業研修制度上で明らかになった問題は、日本の外国人技能実習制度においても問題視されていることであるため、なぜ韓国は外国人産業研修制度を廃止せざるを得なかったのかについて明らかにする。

また、日本において、介護分野における外国人労働者の受け入れの始発となる経済連携協定（EPA）や外国人技能実習制度について検討を行い、日本へ流入するようになった背景やその流れなどの歴史的変遷及び制度の仕組みについて明らかにし、経済連携協定（EPA）と外国人技能実習制度が抱えている問題点や課題について明らかにする。

第三に、今後介護分野における外国人労働者の受け入れが始まることを前提に、送り出し国ではどのような取り組みをしているのかについて検証を行う。

日本の経済連携協定（EPA）による介護分野における外国人労働者を送り出した経験を持つ中国、フィリピン、ベトナムなどの東南アジア諸国の中からベトナムを対象に現地調査を行い、どのような学生が日本へ送り出しを希望しているのか、送り出し機関はどのような所であるのか、今後介護分野における技能実習生の送り出し機関としてどのようなことを準備しているのかなどの現状を明らかにする。このような調査結果を基に、今後日本における外国人介護労働者の受け入れはどのような方向で進められるべきであるのかについて、特に外国人介護労働者に対する教育面においてどのような視点を持ち、進むべきであるのかについても考察する。これは、外国人介護労働者を単純労働者として受け入れるのではなく、介護という専門性を持つ外国人労働者として受け入れるためのものであり、前述したように、多様化する

高齢者の福祉ニーズに対応でき、高齢者の生活を支える一人ひとりの支援者としての外国人介護労働者を受け入れる必要があると考えているからである。

II. 研究内容

本研究の目的を達成するため、本稿では次の内容について検討している。

第1章では、日本と韓国の高齢化等の状況を明らかにした。

日本と韓国における統計資料を用いて年齢階級別人口の推移、高齢者世帯の推移、性別高齢人口の推移、老年人口一人を支える生産年齢人口の推移の比較・検討を行った。

日・韓における総人口推移をみると、韓国の総人口は日本の総人口ピークであった2004年より16年後である2020年がピークであり、その後人口減少傾向に入ることが推計されている。そのため、人口減少は生産年齢人口の減少に直結し、生産年齢人口が減少すると物の生産やサービスを提供する人が減少するため生産力の低下につながる要因となる。

また、年齢階級別人口の推移をみると、日本の老年人口の構成比は2009年の2,901万人から2030年の3,667万人と766万人が増加することが予測されている。韓国の老年人口の構成比は、2015年以降持続的な増加傾向を見せ、特に2025年から2030年にかけて4.4%の急激な増加となる。これは、第1次ベビーブーム世代が2020年以降65歳以上の高齢者になるからである。そのため、日本でも同じく問題になった団塊世代の問題が韓国では2020年以降起きることが予想でき、特に韓国においては、2025年から2030年にかけて急激な増加を迎えているため、急激な老年人口の増加に伴う様々な高齢者の福祉ニーズへ対応できる対策が至急必要となる。

高齢者世帯の推移をみると、今後日本と韓国ともに一般世帯は減少するものの65歳以上の高齢世帯は増加し、その増加は結局独居高齢世帯の増加につながっていくことが明らかである。ここ10年間の数値をみても、日本は65歳以上の高齢者世帯が約1.4倍増加しており、韓国は約1.7倍増加している。特に独居高齢世帯は、日本では約1.5倍増加しているのに対し、

韓国は1.9倍増加しており、介護を必要とする要支援・要介護状態の高齢者の増加につながる可能性が高いことが判る。そのため、老年人口一人を支える生産年齢人口の推移からみると、日本は2009年高齢者一人を生産年齢人口3.4人で支え、2030年には2.2人で支えていかなければならず、韓国は2009年高齢者一人を生産年齢人口8.4人で支え、2030年には3.1人で支えていかなければならない状況となるため、両国における少子高齢化による介護労働力不足問題はますます深刻化していくに違いない。

第2章では、日本における外国人労働者の受け入れ状況や技能実習生の受け入れ状況について明らかにした。

日本における外国人登録者数は、1990年代から現在に至るまで年々増加傾向であり、2015年の外国人登録者数は、223万2189人で、日本の総人口の約1.8%を占めている。これは、1980年代後半からのバブル時代における建設業関連の外国人労働者の受け入れが活発であったことも一つの要因として考えられる。

また、2008年以前は韓国・朝鮮人の外国人登録者数が一番多く、2009年以降は中国人が最も多くなっている。ベトナム人の外国人登録者数も2000年代から年々増加傾向であり、2014年には9万9865人であったものが2015年には14万6956人と約47%急激に増加している。これは、近年留学や就労における在留資格による増加も影響しているが、ベトナムにおける技能実習生を対象とする建設・製造業などの日本企業からの外国人労働者の受け入れが年々増加していることが最も大きい要因であるといえる。国籍別技能実習生数の推移をみると、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナムのうち、ベトナムが技能実習生の受け入れ人数が2番目に多く、2010年から2015年にかけて技能実習1号口は約8.2倍も増加している。現在の技能実習生数は、中国人が圧倒的に多いが、年度別の増加率から考えるとベトナム人技能実習生が急激に増加する可能性が高い。

第3章では、韓国における外国人産業研修制度について検討を行った。

1991年に制定された外国人産業研修制度は、1980年代後半からの経済発展に伴う国内労働者の高賃金と中小企業の建設・製造業関連の労働力

不足問題から始発している。しかし、1995年1月のネパール人の外国人産業研修生による外国人産業研修制度改善を要求する運動が約8日間続いた。運動の理由は、差別的な賃金と研修地の韓国人管理者による暴言・暴力行為による被害などであり、この運動をきっかけに1995年2月韓国労働部は「外国人産業研修生の保護及び整理に関する指針」を制定し、外国人産業研修生の勤務体制や最低賃金の保障、産業災害補償保険、健康保険への加入及び適用などと外国人産業研修生が韓国で研修を受けるに当たっての基本的な労働基準を定めることとなった。その後、1998年には零細企業まで労働基準の適用を拡大したが、外国人産業研修生への差別的な接遇や人権侵害問題は解消できなかった。これに対し、韓国の雇用労働部は、外国人労働者の人権や労働問題などの改善のため、外国人産業研修制度を廃止し、外国人勤労者雇用許可制度を導入する必要があると主張したが、中小企業協同組合や法務部などの反対により実施できなかった。その後も外国人産業研修生に対する差別や劣悪な労働環境問題はマスコミ等を通じて知られるようになった。

外国人産業研修制度が廃止されたのは、2000年代に入ってからである。韓国に在留する外国人産業研修生を研修生としての在留資格ではなく、外国人勤労者としての在留資格を与えるべきであるとの議論がなされ、この問題は2002年の大統領選挙公約の一つとなるほど話題となった。このような流れにより、2003年8月『外国人勤労者の雇用等に関する法律』が制定され、翌年8月より外国人勤労者雇用許可制度が施行されるようになった。

第4章では、日本における経済連携協定（EPA）について検討を行った。

日本での介護分野における外国人労働者の受け入れがされ始めたのは、2006年の東南アジア諸国との経済連携協定（EPA）からである。2006年のフィリピンとの経済連携協定を始め、2007年にはインドネシア、2009年にはベトナムへと拡大し、看護師・介護福祉士候補者の受け入れが可能となった。しかし、これらの経済連携協定（EPA）による看護師・介護福祉士の受け入れは国内における労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携強化の観点から公的な枠組みで特例的に受け入れを行うものである。これによって日本へ入国した介護福祉士候補者は「特定活動」の在留資格が与えられ、日本国内で介護福祉士国家資格に向けての1年間の研

修実施後、国家試験に合格した者のみが3年間日本で介護福祉士として受け入れ機関との雇用契約を締結することができる。そのため、介護分野における外国人労働者を受け入れた初めての制度でありながらも、実質的な介護労働力不足問題の対策としての制度であるとは言い難い。

第5章では、日本における外国人技能実習制度の歴史的変遷や仕組みなどについて検討を行った。

日本で外国人労働者の受け入れが本格的に始まったのは1980年代からである。1986年からバブル時代における日本経済発展と共に各産業分野における単純労働者の人手不足問題が深刻化していった。そのため、建設業関連の外国人単純労働者の受け入れに向けて1986年「出入国管理及び難民認定法」が改正され、技能研修生の受け入れを目的とした外国人技能実習制度が始まるようになった。この当時、外国人労働者の受け入れは、短期的な受け入れとして、主に海外へ進出した日本の企業側の要請によるものであり、現地法人との取引関係のある企業の社員への技能習得が目的であったため、在留資格を「研修」として与えていた。しかし、1990年代に入りバブル景気が崩壊、経済が悪化したとはいえ、建設・製造業などにおける人手不足問題はますます深刻化していたため、1992年従来外国人技能実習制度の在留資格を「研修」から「特定活動」と変更し、海外企業と関係のない中小企業においても事業協同組合や商工会議所などを通じて受け入れるようになった。しかし、技能実習生として日本へ入国した者は、3年間日本で仕事をしながら技能修得を行うことができるが、日本で修得した技能等を本国内で活かしながら働く場所がなく、約半分だけが日本での経験を活かしていた実態から考えると、外国人技能実習生への賃金未払いや保証金問題など様々な問題を抱えている制度であるが、それゆえに外国人技能実習生の帰国後のフォローアップも大事であることが明らかになった。

第6章では、ベトナムにおける介護分野の技能実習生確保への取り組みに向けてベトナム・ハノイにおける送り出し機関4カ所を対象に現地訪問ヒアリング調査を行った。

その結果、日本語教育内容及び日本語レベルについては、最低1カ月から最大6カ月までのベトナム人講師による日本語教育を実施しており、教育方

法はテキストやDVDを使用していた。技術的な教育は、経済連携協定（EPA）による送り出し機関としての経験を持つ場合には、機関内に実習室を設けていたが、小規模の送り出し機関の場合には日本語教育のみを自社で実施、技術的な教育は外部機関へ委託していた。学生のお大半が日本への外国人介護労働者としての受け入れを希望しており、高卒の学生が一番多かった。この学生たちの主な目的は出稼ぎであり、送り出し機関側も今後介護分野における外国人技能実習生の送り出しができることを強く希望していた。しかし、ベトナムにおいてはまだ「介護」の概念が根付いてないため、介護の仕事といっても看病人をイメージする場合が多かったことが明らかになった。

第7章では、これまで明らかにした内容を踏まえながら、日本は今後どのような視点から介護分野における外国人労働者の受け入れを考えるべきであるかについて検討を行った。

外国人介護労働者を今後受け入れることを前提として考えるのであれば、人権問題の観点や移民問題もしくは定住する外国人介護労働者の家族の教育問題など様々な観点はあるが、当事者のみを考える場合、介護の現場で活用できる人材であるかどうかの問題につながっていく。つまり、単純労働者として受け入れるのか、介護専門職として受け入れるのかの二つの問題が考えられる。もし、介護専門職として考える場合、どのような観点から教育を行うべきであるのかについて日本で行われている介護職員養成カリキュラムを用いて分析した。その具体的な内容については、Ⅲ．研究結果にて述べることにする。

Ⅲ．研究結果

ここでは、第1章～第6章で明らかにした研究結果と、考察をまとめた第7章を中心に整理する。

日本の団塊世代の高齢化や韓国の第1次ベビーブーム世代の高齢化に伴い介護サービスの需要は年々増加していく反面、両国における生産年齢人口の減少は、福祉サービスを提供する人の減少に影響を与え、介護現場における慢性的な人手不足問題にもつながっていくことが明らかになった。そのため

の解決策の一環として考えられる外国人介護労働者の受け入れは必要不可欠である。

日本で初めて外国人介護労働者（研修生）を受け入れることとなった経済連携協定（EPA）や、今後外国人介護労働者を受け入れる予定である外国人技能実習制度を踏まえて、今後の外国人介護労働者の確保のための視点として、ベトナムでの現地調査結果及び日本で行われている介護職員養成カリキュラムなどから考察した。その主要な課題は次の4点である。

第一に、介護分野のように人の身体的・精神的状態を理解するためのコミュニケーション技術やアセスメントなどを行うための日本語教育の不十分さが指摘できる。例えば、排泄介助において、その時の尿・便の状態や皮膚の状態、利用者とのコミュニケーションのやり取りなどで利用者の状態を把握し、記録、報告しなければならない仕事であるため、介護分野の外国人技能実習生の場合はより膨大な時間割合をコミュニケーション技術の学習に当てなければならない、N2～N3程度の日本語能力を求めるべきである。

第二に、介護に関する認識度が低いため、社会福祉や介護に関する概念教育が必須であることが指摘できる。ベトナムへの現地調査においても「介護」の概念が確立されていないことから考えると、理論教育や一定回数以上の見学実施を行うことにより、介護とは何かについて先に触れる必要がある。

第三に、日本文化に対する理解が不十分である。これは、第一のコミュニケーション技術とも深く関連しており、利用者の生活の場を支える支援者として私生活に密接な関わりを持つこととなるので、文化の理解は必要不可欠である。

第四に、外国人技能実習生への人権擁護に関する学習の必要性である。経済連携協定（EPA）や従来の外国人技能実習制度が生み出してきた様々な問題点を減少させるためにも、教育の一環として介護職員の心身の健康管理や日本人と同様の処遇確保のための関連法の学習、ネットワーク情報の提供などが必要不可欠である。

以上のようなことは、日本以上に速いスピードで少子高齢化が進んでいる韓国においても、現在日本で起きている介護労働力不足問題と同様の状況は必然的に生じる問題である。そのためにも介護労働力不足問題と関連し、日

本が経験しているもしくは今後経験するだろうという点に注目し、韓国における外国人介護労働者確保に関して日本の経験を活かすべきだと考えている。